

総合資源エネルギー調査会 基本政策部会

第9回ガスシステム改革小委員会

日時 平成26年5月29日（木） 9：57～12：08

場所 経済産業省本館2階 東3共用会議室

## 1. 開会

○山内委員長

それでは、おはようございます。まだ時間がちょっと早いんですけども、委員の皆様、関係者の事務局の皆様、全ておそろいですので、これから第9回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、この小委員会の論点のうちの3番目、論点3の需要家保安に係る責任の在り方について、これの議論を始めたいと思います。

まず初めに、事務局からオブザーバーの方のご紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、金子功技術部長、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、そして電気事業者から関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁及び総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影は、ここまでとさせていただきます。

傍聴は可能です。引き続き傍聴される方は、ご着席ください。

## 2. 議事

### 需要家保安に係る責任の在り方について

○山内委員長

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から資料の3についてご説明を願いたいと思います。

○横島ガス市場整備課長

資料の3をごらんください。

タイトルにありますように、需要家保安に係る責任の在り方についてです。

本日は、枠内に記載されたとおり、都市ガスの小売全面自由化をするならば、多様な事業者の

参入が想定される場所、保安の水準を維持・向上させていくためには、利用者の敷地内に敷設された利用者所有のガス工作物やガス消費機器の保安責任はどうあるべきかについて審議いただきます。

最初のページに事業者からのヒアリングなど、これまでの小委員会における保安に係る主な意見をまとめています。

(1) 委員からの意見としては、例えば3番目ですけれども、ネットワーク事業者が担う場合もコスト回収できる制度とすべき。5番目、既存のガス事業者は、各需要家の器具や配管の情報を持っており、より効果的に対応できる。新規参入者は情報を持っておらず対応しにくいとの不安も感じるなどの意見がありました。

また、(2)の事業者からの意見としては、1番目、保安が新規参入者にとって参入障壁となるような制度にするつもりはない。2番目、ガス事業者の努力により構築された水準が損なわれない制度のあり方、ガス事業者の果たすべき役割について検討してほしい。3番目、小売全面自由化となった場合でも、小売事業者に保安に対するマインドが維持されるような仕組みが必要。4番目、保安とサービスを切り離すことで、従来存在した利用者側の利点が消えてしまうことや、複雑化することを回避するという視点も必要。次が、保安はガス事業のかなめであり、利益だけを目的に責任はとらないという企業が安易に参入できるような制度ではいけない。

2ページ目にまいて、これまで培った経験や人材を今後も生かしたいため、地域の都市ガス事業者が保安の役割を担うことを明確にしてほしい。その次が、新規参入事業者であっても販売事業者が保安責任を担うべきだが、地域のネットワーク事業者が保安作業の委託を受け地域の保安を確保することはやむを得ない。その場合には適正な受託料金でコスト回収できるようにしてほしい。それから、下から5つ目ですけれども、信頼感がある既存事業者が一義的に全て責任を持つだろうと思っている。下から3つ目ですが、ノウハウが重要であって、マイコンメーターの安全装置がある灯内内管は別として、それ以外の導管はネットワーク事業者が施工することが望ましいといった意見がありました。

次に、2ポツにまいります。ここで現在の需要家保安の責任の制度について確認したいと思います。

ガス事業法には、保安義務、保安措置のうち、主に供給段階及び消費段階に関するものとして3つの責任があります。1つ目が、①利用者所有のガス工作物に係るもの、②消費機器に係るもの、③緊急時対応に係るものです。

①の利用者所有のガス工作物に係る保安義務とは、次のページに書いてありますけれども、ガス事業者は、その利用者が所有するガス工作物については、省令で定める技術上の基準に適合す

るよう維持すべき義務を課しております。これを果たすため、ガス事業者は40カ月に1回以上の頻度で適切な方法で点検を行い、漏えいが認められない状態としなければいけない。漏えいなどの危険があった場合には、その旨を通知した上で、それを直すといった作業をしなければいけません。また、保安上緊急の必要があるときには、大臣は、そういったものの使用停止、あるいは廃棄をガス事業者に命令することとなっています。現在、この義務は規制がかかっている小口部門については一般ガス事業者が行っております。一方、大口については自由化されているわけですが、この場合は、一般ガス事業者が供給する利用者はその一般ガス事業者、大口ガス事業者が供給する場合は大口ガス事業者、ガス導管事業者の場合はということで、それぞれ供給、すなわち小売をする事業者がこれらの保安義務を行うことになっています。

なお、このページの一番下ですけれども、電気事業法でも、責任の内容はやや異なりますけれども、やはり需要家が所有する屋内配線などについて、現在は一般電気事業者が調査をする義務を課しています。

次のページですけれども、現在国会で審議中の電気事業法の改正法案では小売を全面自由化するわけですけれども、その際に、調査義務を小売事業者に課すと、一般の利用者が契約する小売電気事業者が頻繁にかわる場面もある。その場合に調査の実施状況の管理が困難となる可能性があるから、改正法案においては一般送配電事業者などを想定し、一般電気工作物に接続する電線を維持・運用する事業者が調査義務を課す。すなわち、おうちの手前まで電線を整備している事業者がこれらの調査義務を負うということになっております。

②の消費機器に関する周知・調査義務では、まずパンフレットの配布などにより、消費機器を使っているお客さんに対してガスの危険発生防止に関する周知をするという義務を課しております。また、その上で、特定の風呂がまや給湯器などが技術基準に適合しているか、おうちの中に入って調査をするとともに、適合していない場合には利用者に対してとるべき措置などを通知する義務を課しています。この周知・調査義務は、小口利用に関するものに主に課されておりましたが、大口利用者については、これは年間の使用料でくくっておりますけれども、課されていない。すなわち、これらの調査も含めて需要家がみずから調査をして安全管理をするということになっております。

次、5ページ目の③緊急時の対応義務ですけれども、これは、今申し上げた内管とか消費機器も含めて、災害が発生したり、あるいはそのおそれがある場合に、供給先の利用者から、例えばおいがしますとか、何か事故が起きているという通報により対応を求められたとき、あるいはガス事業者みずからその事実を知ったときには速やかに対応しなければいけないという義務です。このため、ガス事業者は当直体制を敷いて24時間対応しています。さらに緊急車両も用意して、

現場に急行ができるようになっております。

これら3つの需要家保安の責任区分について、同じページの表でまとめてあります。この丸がついているところは、ガス事業者に何らかの義務が課されている。バーがあるところについては事業者には責任はなく、需要家の自己責任で行うことになっているということです。

なお、欧米では、こういった需要家所有のガス工作物について、あるいは消費機器について、もう一般的に需要家に責任があるという整理をしておりますので、事業者は今申し上げたような義務というのは課されていないという状態になっているようです。

これらを踏まえて、6ページ、(2)の見直しの必要性をごらんください。仮に小売が全面自由化されれば、ガス事業の類型は小売事業と導管事業の大きく2つに整理できる。これはご審議いただきました。このため、今申し上げた3つの保安責任について、新たな類型でいうところの小売事業者とガス導管事業者のいずれが担うべきかということを検討する必要があります。今回のシステム改革の目的は、選択肢をふやすことによって、異業種からの参入を含め、よりガスを安価に調達・販売し、サービスを提供する事業者が参入できる環境整備が必要だと。一方、参入される事業者が必ずしもガスの保安に知見、経験を有するとは限らないという点に留意が必要です。また、ガス事業者がこれまで長年の努力で構築してきた保安体制を損なわない制度にする必要がある。これはヒアリングでもあった意見であります。したがって、これまで出てきている意見としては、今までの蓄積を生かす形でガス導管事業者が利用者に係るこれらの保安を実施すべきとの意見がある一方で、保安水準の向上のためには、お客さんと接する機会を持っている、小売事業者も保安に何らかの責任や役割を担うことが必要との意見もあります。また、新規参入事業者からは、こういった保安体制の整備をみずから行うことが参入障壁になっているとの指摘もあります。それから、今までは自由化された大口やそれぞれの小売事業者、小口については供給する人は一般ガス事業者しかいませんので一般ガス事業者が行っていたわけですが、その責任の分担を大口向け、小口向けに分けて検討する必要があるのか、そういったことを考えていただく。それから、いずれの場合でも保安業務に関する費用が確実に回収できる必要があります。

論点ですが、先ほどの3つの責任について、(ア)から(エ)に書いてあるような観点から、どちらの事業者がやるべきかということを考えていただきたいということです。どちらが担うかということについては、これは3月の論点まとめでも示しましたが、大きく3つの案があると思います。

①は、新しいガス導管事業者が一義的に担う案です。これは手前までガス管を引いている人が担うということで、どなたが小売をしているかということにはかかわらず決めていく。その場合、費用は託送料金のように、その導管を利用する事業者間で公平に負担することとします。

②は、新しいガス小売事業者が一義的に担うけれども、その小売事業者が要望すればほかの事業者にも委託が確実にできる案です。この場合、保安能力を有すると認められるほかの事業者にも断られることなく委託することを可能とし、保安を受託する事業者は一部の委託者を不利に扱うことがないように、一定の中立性を求めるという制度になります。なお、委託をする場合には、委託元と委託先の間で一定の連絡などの事務負担が生じるということには留意が必要です。

③が、これは今の自由化されている大口ガス供給と同じ整理ですけれども、ガス小売事業者が一義的に担う。委託は、受託事業者と合意をすれば、それは可能になるという案です。現在においても、大口ガス供給においては、合意をすることによって現場業務を委託している例はあります。この場合は、委託料金は当事者の合意で決められるということになります。

これをまとめますと、最後の8ページの表をごらんいただきたいんですけども、表の一番左側の列には3つの責任、内管、ガス工作物を技術に適合するよう維持する義務、2番目が消費義務に関して危険性を調査して通知する義務、3番目が緊急時に応急措置をする義務というのがあります。それから、小口と大口に仮に分けた場合に、大口の消費機器に関する義務は、今ほとんど事業者にはかかわっていないのでバーを引かせていただきましたけれども、その以外の欄、A、B、C、D、Eについて、先ほどの導管事業者か小売事業者、①から③、どの担い方が適切かと、これを審議いただくというのが本日の論点になります。したがって、委員、あるいはオブザーバーにおかれましては、この表を念頭に、例えばAについては①だとか、Cについては③だとかという形でご意見をいただければと思います。

以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、オブザーバーの関西電力株式会社及び日本ガス協会から意見表明の申し出がございますので、そちらに移りたいと思います。

まず、関西電力株式会社、北村様、ご説明をお願いいたします。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。

資料の4でございます。本日の論点であります保安責任の在り方につきまして、私どもの経験も踏まえまして意見、要望を申し上げたいと思います。

2ページ目をごらんください。

ガスの保安につきましては、現状でも参入障壁という問題意識がございますけれども、今後、家庭用も含め全面自由化をされた場合に、多数の新規事業者の参入を促して需要家の選択肢の拡

大を図るためには、保安制度の抜本的な見直しが必要であると考えておるところでございます。結論から申し上げますと、事務局資料3の論点にございました①案の、新ガス導管事業者が一義的に保安責任を担うとすることが適当であると考えております。理由としては2点ございます。1つは保安水準の維持・向上の観点から、もう一点は小売参入の拡大と需要家選択肢の拡大の観点から、①案が適当であると考えておるところでございます。詳細については後ほどご説明をいたします。

なお、ガス導管事業者が一義的に保安責任を担うことになりましても、それを実際に機能させるためには、ガス保安業務の透明性・公平性を確保する競争環境の整備が必要と考えております。後ほど詳しくご説明をいたします。

3ページ目をごらんください。

まず、保安水準の維持・向上の観点から見て①案が適当である理由についてご説明をいたします。

この資料は、需要家ガス設備の資産区分と保安責任区分につきまして、自由化前と今後の変更案を比較したものでございます。自由化前、すなわち現状は、一般ガス事業者がガス導管と接続されている末端の消費機器まで一貫して保安業務を担い、安全を確保しております。①案では、自由化前と同様に、新ガス導管事業者が一貫して保安業務を行いますので、保安レベルの維持・向上が図られると考えます。

一方、②案、③案では、ガス導管を保安する新ガス導管事業者と需要家ガス設備を保安する新ガス小売事業者に分かれますので、保安責任が分散をされます。また、新ガス小売事業者が頻繁に切りかわることで保安の実施状況の管理が困難となるおそれがあると考えます。これらは大口・小口といった需要家の規模によらず共通した問題点であり、現状は新規参入者へと切りかえる需要家が少ないため、何とか対応できている状況でございます。

4ページ目をごらんください。

次に、ガス保安の維持・向上に関する具体的な事例をご説明をいたします。本ページは、保安実施状況の引き継ぎについて記載をしております。保安業務の中の（a）技術基準の適合義務、（b）消費機器の周知・調査義務に該当するところでございます。現状は需要家に保安責任がありませんので、ガス配管図面、修理履歴等の需要家ガス設備の諸情報が需要家において十分に管理がされておられません。また、需要家ガス設備の諸情報を管理している既存の事業者から新規参入者への保安の引き継ぎも担保がされておられません。

このような状況の中、①案であれば、基本的に新ガス導管事業者が保安に必要な諸情報を一元的に管理することができます。ただし、新ガス小売事業者が納入した消費機器等の情報は、当然

のことがながら新ガス導管事業者に積極的に提供していく必要があると考えます。一方の②案、③案では、新規参入者においてガス配管図面を作成し直す必要があったり、詳細な修理履歴等の蓄積情報の引き継ぎがなされないために、漏えい箇所の早期発見ができない可能性がございます。

5ページ目をごらんください。

次に、緊急時の対応事例でございます。①案では、新ガス導管事業者が一元的に緊急対応を実施するため、迅速に対応することが可能と考えます。ただし、この迅速な対応につきましては、日常の点検や消費機器の周知・調査等による需要家ガス設備の実態把握があつて初めてできることで、(a)、(b)、(c)、3つの保安業務を分けて対応することは困難であると考えております。一方、②案、③案で、緊急対応が必要な場合に需要家へのガス供給停止等がございますので、委託先の既存事業者だけでは全て対応することができず、ガス保安責任者である新規参入者との連携・強調が必要となり、一つの事業所で対応するよりも復旧作業や情報連絡がふくそうすると考えられます。さらに、作業や情報がふくそうしている中で、新規参入者は、既存事業者と調整を図りながら需要家へガス供給停止の説明と操作を実施することになりますので、迅速な対応が困難になる場合もあると考えております。

6ページをごらんください。

次に、2点目の理由である小売参入の拡大と需要家選択肢の拡大の観点から見て、①案が適当である理由についてご説明をいたします。

まず、当社における現状のガス保安体制につきまして、これまでどのように整備をしてきたかにつきましてご説明をいたします。当社は、電気事業の体制を活用しまして、ガス供給開始の約2年前から体制を整備し始めました。緊急時の対応に備えまして、24時間対応が必要なため、各所で2名1組のガス保安のための宿日直体制を構築し、25年12月現在では出動事業所14カ所、電気側と兼務ではございますけれども、約560名の保安要員にて57地点の需要家のガス保安を実施しているところでございます。また、需要家に既存事業者と同等の保安レベルを確保しているということを理解され信頼を得るために、10年以上の実績を積み重ねてまいったところでございます。このように、電気事業の保安体制を構築している当社におきましても、ガス保安体制構築に多大な要員と時間を要したことを考えますと、このような体制を有しない新規参入者は相当な負担を強いられるわけございまして、保安は実質参入障壁となっていると考えます。

①案では、新ガス小売事業者の保安体制を構築する負担がないため、新規参入が容易となり、その結果、需要家の選択肢が拡大をされます。また、既存事業者の小売部門と新規参入者の中立性も担保されます。さらに、需要家にとりましても保安責任者の変更がなく、安心して新ガス小売事業者の選択ができるようになりますと考えます。一方、②案、③案では、保安委託におきまして

もガス主任技術者の選任や保安規程の届け出、事故報告等の体制構築が新ガス小売事業者に必要な  
ございまして、新規参入する上での負担となると考えます。また、競合している既存事業者へ  
の保安委託では中立性が担保されず、公平な競争とならないことも考えられると思います。さら  
に、需要家にとりましても、保安責任者の変更があるために、安心して新ガス小売事業者の選択  
がしづらい状況になると考えられます。

7ページをごらんください。

①案に変更する場合、保安業務は、託送料金と同様に共通サービスとして取り扱われますので、  
新ガス導管事業者が一元的に保安業務を実施することになるとともに、保安のコストが現状の小  
売部門のコストから導管部門のコストに変更されることとなります。したがいまして、託送料金  
等の共通サービスが効率化され、料金の低廉化が図られているのかどうか、また、保安に関係の  
ない小売部門のコストが保安コストとして導管部門に転嫁されていないかどうかの懸念がござい  
ます。これらの課題を解決するためには、託送料金と共通サービスについて、これまでより以上  
に厳格かつ透明性のある会計分離を行うなど、料金の透明性、公平性の向上を図っていく必要が  
あると考えております。これにつきましては、新ガス導管事業者みずからがその対応をしてくだ  
さるとともに、監督官庁におきましてもしっかりと確認をいただくようお願いしたいと考えま  
す。

本文の説明は以上でございますが、参考資料をつけておりまして、マンション等の保安、大口、  
小口の保安体制ともに①案が適当であるとする理由、ガス保安制度も①案が適当である理由、  
電気事業の保安責任区分について添付しております。簡単に補足をしたいと思います。

8ページをごらんください。

8ページ、参考1でございます。これはマンションと集合住宅の保安に関する問題事例を紹介  
したものでございます。マンションにつきましては複数の新ガス小売事業者が供給する場合がご  
ざいまして、②案、③案におきましては、マンションの共通ガス配管は事業者が重複して保安責  
任を有することになります。このように、複数の事業者が供給する場合の共通ガス配管の点検等  
の保安業務は事業者間で分担するという事は実質困難で、重複して点検を実施せざるを得なく  
なるのではないかと考えます。また、共通ガス配管のガス漏れ等の緊急時対応におきましても、  
複数の事業者が同時に対応することは実質困難で、迅速な対応ができない可能性があるのではな  
いかと考えます。さらに、空き部屋に対しましては、新ガス小売事業者が存在しないために保安  
責任者が曖昧になる懸念があるというふうに考えます。この事例からも①案が適当であると考え  
るところでございます。

9ページをごらんください。

参考2でございます。小口の保安制度を①案にして、大口の保安制度を②案ないしは③案にするというご意見があり得ると思いますが、当社は大口、小口の保安制度の両方ともに①案が適当であると考えているところでございます。資料のページ3でも記載をいたしましたけれども、保安の責任が分散する、あるいは保安事業者が頻繁に切りかわるという問題がございますので、これらは大口、小口といった需要家の規模によらず共通の問題点であると認識しております。

それでも現状、③案ですが、当社は保安をやっているのではないかとご指摘があるかもしれませんが、あくまで当社に切りかえをしていただく需要家の数が比較的少なかったために、これまで何とか対応してきたというのが実情でございまして、全ての大口需要家に対して保安ができるような体制の構築までには当社も残念ながら至っておりません。例えば病院や商業施設等の多数の公衆の方々が利用する大口需要家におきましては、通常より多くの保安要員を要する特別な保安体制が必要となりますので、当社での対応は困難な状況でございまして、電気の保安体制が活用できた当社ですらそのような状況でございまして、その他の新規参入者では、大口であっても①案でなければ参入は困難であることは明白だと思います。

さらに、大口と小口を分けるということは、保安という非常に公益性の高い1つの業務の中で2つの制度が混在するということになりまして、制度のあり方に統一性がなく、混乱を招くとともに、保安規制上からも問題ではないかと考えます。

10ページをごらんください。

参考の3でございます。当社と既存事業者を比較した場合、そのシェアの差は圧倒的でございまして、そのスケールメリットを活用して、既存事業者の方ははるかに割安なコストで保安を行っておられます。このような状況で、仮に大口だけ保安責任を新規参入者に残してしましますと、保安コストの面で新規参入者が著しく不利な競争環境というのは変わりませんので、仮に②案により既存事業者に保安を委託することが可能となれば、新規参入者は、まずみずからは保安体制を構築せず、結局は大半のケースで既存事業者に保安を委託せざるを得ないことになると思います。そうなりますと、実質的には保安に関しては大口、小口ともに既存事業者が全て一元的に行うということになります。そうしますと、大口における②案による委託につきましても、①案と同様の中立性を担保する規制が必要となるわけでございまして、それであれば①案に統一することのほうが適当ではないかと考えるところでございます。

すみません。非常に長くなりましたが、説明は以上でございます。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして日本ガス協会、金子様、ご説明をお願いいたします。

○金子日本ガス協会技術部長

日本ガス協会でございます。本日、このようなプレゼンテーションの機会をいただいたことにお礼を申し上げます。小売全面自由化時における需要家保安の在り方について、都市ガス協会の考えを説明させていただきます。資料は5でございます。

まず2ページをごらんください。

これまで都市ガス事業者は、お客様の信頼に応え、導管管理部門だけでなくサービス・販売担当部門や行政との総合的な連携の中で保安レベルを高めてまいりました。ページの右側に示すように、小売自由化時には、既存のガス事業者と同様にお客様への保安・サービス体制を持つ事業者、そして保安・サービス体制を持たずに新たなビジネスモデルで参入される事業者など、多様なビジネスモデルでの参入が想定されております。需要家保安制度の検討に当たりましては、このようなさまざまなビジネスモデルでの参入を想定して、保安水準を維持・向上し、かつ参入しやすい仕組みを検討する必要があると考えています。また、お客様の納得感や利便性の向上につながる仕組みであることも重要であります。

自由化時のお話に入る前に、都市ガスにおける需要家保安の現状についてご説明いたします。

4ページをごらんください。

これまでの都市ガスに関する保安規制は、ガス事業者による自主的な保安活動を重視し、行政の関与は必要最小限にする、いわゆる自主保安を軸として進められてまいりました。その結果、左のグラフに示すように、死亡事故は減少傾向にございます。また、右のグラフに示すように、非安全型機器の残存率等も着実に低下するなど実績を上げております。

5ページをごらんください。

これは、現在実際に行われている需要家保安業務をあらわす図であります。左から、ガスをお使いいただき始めるときの点検、そして器具等に関するお問い合わせ、約3年に1回の定期点検、サービス・営業時のお客様接点を活用したふぐあいの発見、定期点検結果等をもとにした改善のご提案、そして万が一のガス漏れ等に対応する緊急保安業務などがあります。また、ガス事業法には、ガス事業者は保安規程の作成・届け出、保安の監督をするガス主任技術者の選任・届け出をすることが規定されております。この図のうちオレンジ色の部分が法律に定められた業務であり、緑色の部分は法定業務でない、いわゆる自主保安業務であり、その多くは販売・サービス担当部門が実施しています。

6ページをごらんください。

法定業務の一つであります定期点検は約3年に1度、敷地内のガス管の漏えい検査と消費機器調査として屋内設置の給湯器などの給排気の点検を行います。この業務は、法令やマニュアルに

定められた定型的・画一的な作業であるため、比較的スキルを習得しやすく、多くのガス事業者では協力企業への外注が行われています。また、計画的な業務であるため、お客様件数に応じた体制構築が可能な業務となっております。

7ページをごらんください。

もう一つの法定業務であります緊急対応は、24時間の受け付け・始動に備えるため、業務量にかかわらず一定の体制が必要であり、規模の経済が働きやすい業務であると言えます。また、千差万別な現場に応じた適切な判断と措置を行うために業務経験と訓練を必要といたします。

8ページをごらんください。

先ほどご説明したように、法定業務以外にも、営業担当者がお客様との接点機会を利用してふぐあいを発見し改善提案を行うことで、事故の未然防止につなげているケースがございます。一例を挙げますと、コンロの修理を依頼された営業担当者がお客様先で不安全型の給湯器を発見してお取りかえを提案したり、あわせてガス漏れ警報機の設置をお勧めしたりといったようなことを行うケースがございます。このように、都市ガスの需要家保安業務では、法定業務と自主保安業務が相互に好循環することで現在の保安レベルを築き上げてまいりました。また、他のエネルギーと競合する中で、コストダウンと自主保安をバランスよく実現し、取り組んでくることに各事業者は知恵と工夫を積み重ねてまいりました。

次に、都市ガスの保安制度の特徴についてご説明いたします。

10ページをごらんください。

これは、各エネルギーで行われている保安業務の対象範囲をあらわした図です。都市ガスとLPガスでは、法定業務である定期点検、緊急保安とも消費機器までを対象としているのに対し、電気の定期点検は消費機器は対象外、また緊急対応では消費機器に加えてお客様の資産である一般電気工作物も対象外となっています。

また、右下のグラフは都市ガスの事故件数の推移をあらわしたものですが、折れ線グラフで示す人身事故件数は減少しています。しかし、設備別では棒グラフの緑色の部分であらわされている消費段階の事故が多く、また茶色の供給段階の事故のうち約半数はお客様敷地内のガス管で起きた事故であります。このように、都市ガス、LPガスは電気と違いまして、特にお客様敷地内の設備に関する保安が重要なエネルギーであると言えます。

11ページをごらんください。

これは、各エネルギー設備の資産区分と保安責任区分を示した図であります。電気とLPガスでは資産区分と技術基準適合維持義務が一致しているのに対し、都市ガスではお客様の資産である敷地内のガス管の技術基準適合維持義務がガス事業者課せられています。このことで、

ご自身の所有物である敷地内の配管に関しまして、お客様が保安上の関心をお持ちにならない場合があります。その結果、古くなったガス管の取りかえが進まないなどの課題が生じています。

それでは、13ページをごらんください。

これまでご説明してまいりました需要家保安業務の実態を踏まえまして、今回の制度改革に当たって検討すべき視点を2点挙げさせていただいております。

視点の1は保安水準の維持・向上であります。消費機器の設置や利用面も含めまして、お客様接点時に継続して安全を確保することが必要であり、そのためには新小売事業者にも保安に関する責任や役割を担うことが必要ではないでしょうか。一方で、仮に全ての保安業務を新ガス導管事業者が一義的に担うとした場合の課題についても検討しておく必要があると思っております。

視点の2つ目は新規参入の容易性であります。新しいビジネスモデルで参入する事業者だけではなく、既存のガス事業者と同様に、お客様への保安サービス体制を持つ事業者のそれぞれが参入しやすく、創意工夫のもとで強みを生かせる制度はどのようなものかといった視点で検討を行いました。

14ページをごらんください。

まず、視点1の保安水準の維持・向上についてであります。先ほどご説明いたしましたように、現状では、主として販売・サービス部門が実施している法定業務以外の自主保安業務、図では赤丸で囲んだ部分になります。これはお客様接点機会に保安活動を実施することが望ましく、必然的にお客様と日常の接点機会がない新ガス導管事業者ではなく、新小売事業者が保安に関する役割や責任を担うことが必要となってまいります。しかしながら、その場合、保安体制を持たない新規参入者にとっては体制の確保が課題となります。

15ページをごらんください。

一方で、仮に全ての保安業務を新導管事業者が一義的に担うとした場合、現在の保安レベルを低下させないためには、次のような課題の対応が必要となります。

まず1つ目は、スムーズな保安業務遂行のために新小売事業者がお客様情報や図面などを整備し、新ガス導管事業者に提供する方法を取り決める必要があります。また、お客様が新小売事業者にガス漏れ等の通報をするケースがあることを想定して、的確に新ガス導管事業者へその電話を転送するなど、一定の判断能力を持った要員を待機していただく必要があります。

2つ目として、現在販売サービス部門が担っている自主保安活動で防止できている事故などを制度が変わった後に発生させないような対応が必要となります。また、ガス漏れ対応で緊急にガスをとめる必要がある場合に、新小売事業者の許可を必要とするという理由でガス遮断をちゅうちよすることがないような仕組みも必要となってまいります。

(3)については、16ページの写真をごらんください。これは、ある大口のお客様に許可をいただいで設備を撮影したものです。このように、ガスの配管以外にもさまざまな配管がふくそうし、また特殊な消費機器が設置されているなど、お客様と日々の接点を持つ大口事業者でなければわからない情報がたくさんあります。現行の大口分野は大口ガス事業者が保安責任を持ち保安業務を実施していますが、新規参入は着実に増加している一方で事故件数は増加しておらず、都市熱エネルギー部会の報告書でも保安管理上の問題はないと評価されております。

17ページをごらんください。

視点の2つ目は、新規参入の容易性であります。保安責任と保安業務を新ガス導管事業者が一義的に担うとした場合、保安体制を持たない新規参入者にとっては参入しやすい環境であると言えます。一方で、既に既存ガス事業者と同様な保安サービス体制を持つ新規参入者にとっては、保安を含めた競争ができず強みを生かせないということになります。

18ページをごらんください。

これまでの説明を踏まえまして、需要家保安制度に関するガス業界としての結論を申し上げます。保安水準の維持・向上の観点から、新小売事業者が一義的に保安に関する責任を負うことで自主的な保安活動が促進され、保安向上につながるものと考えます。また、お客様にとっても、さまざまな相談がワンストップで行えるなどメリットが大きい制度と言えます。

一方で、参入の容易さの観点から、専門性が高く体制を持たない新規参入者にとっては負担の大きい、また同じエリア内で事業者の乱立が好ましくないと考えられる小口の緊急対応業務は、既存ガス事業者が全面的に受託し、緊急保安ほどは専門性を必要とせず、規模に応じた体制構築が可能な定期点検は既存ガス事業者が相対で受託することが適当であると考えます。

繰り返しになりますが、新小売事業者が保安責任を担い、既存ガス事業者が委託を受けるという方向で検討することが、保安レベルの維持・向上、新規参入の容易さを両立する観点から最も望ましい制度であることをぜひご理解いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に入りたいと思っておりますけれども、先ほど事務局のほうから説明がございましたけれども、資料3の8ページの表中のAからEのそれぞれについて、7ページのほうに①から③がございますので、その選択肢のいずれかが適切かということのを頭に置いて議論をいただくと、こういうことでもあります。これの論点ということになるわけですが、本日はオブザーバーの方から意見表明もございましたので、まずは委員の皆様からオブザーバーへのご

質問、あるいは論点に関するご意見、これを何うということにしたいと思います。

それでは、発言される委員の方は、例によってお手元の名札を立てていただくということで進めたいと思います。

早速ですが、松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、今も議長からAからEまでの類型でということをおっしゃられたのですが、これに関して、もし事業者さんのほうでもっと細かく分けたほうがよいとかというようなことがあれば、これは、例えば業でいうと、今の制度を前提として3種類に素直に分けているというので極めて自然な分け方だと思いますが、今の制度を未来永劫維持しなければいけないということはないはずなので、それぞれのところでもっと細かく分けたほうがよいとかという意見がもしあったら早い段階でいただくと、この整理ですと頭を整理していくので、もっと細かく分けたほうがいいのか、あるいは大口のところも10万立米から50万立米のところと50万立米以上を分けたほうがいいのかって、そういうような類いのことがあったら早目に教えてください。

それから2点目。特にそういうことがなければ、A、B、C、D、Eという格好で頭の中で分けて整理していくことになります。それで、関電さんのプレゼンは極めてクリアで、私の理解では、AからEまで全てネットワーク事業者に第一義に寄せるということをおっしゃっていただいたと思います。その点はとてもわかりやすかったんですが、ガス協会さんのプレゼンは、私の聞き方が悪いのかはわからないんですが、これだけ見ても、このA、B、C、D、Eに関して何と言ったのかよくわからなかったもので、これに関して一応A、B、C、D、E、それぞれ①、②、③のどれというのがあるのかと思っているのかというのを、まず短く簡単に教えていただけますか。

○山内委員長

ありがとうございます。それじゃ、1番目のご質問ですね。区分けについて、より細かく分ける必要があるかどうか。それについてご意見があれば、まずそこから聞きましょうか。いかがですか。

それじゃ、ガス協会さん。

○金子日本ガス協会技術部長

日本ガス協会でございます。

表のまずご質問についてですが、表の一番上の技術基準適合維持義務というのは、この資料にもありますようにかなり広い概念を包含しているものでございますので、これについてはもう少し細分化して検討することが望ましいかなと考えております。具体的には、先ほどご説明しました定期点検における内管の漏えい検査というものに関しては1つ切り出す。そして、もう少し技

術基準適合維持義務の中の、いわゆる28条が求めている不適合のときの改善命令先とか、そういったものに関しては、少し別の議論として進めることが望ましいというふうに考えます。

○山内委員長

これについて関西電力さん、何かございますか。よろしいですか。

じゃ、2番目の点ですけれども、これは日本ガス協会様についてのご質問ですが、これについていかがですか。

○金子日本ガス協会技術部長

類型の①、②、③のどれに当てはまるかというご質問だと思います。先ほどの分類を詳細に分けるという前提におきまして、内管の漏えい検査と消費機器に関する周知・調査義務に関しては相対受託ということですから、類型としては③ということになります。

また、緊急時の対応業務につきましては、全面的に既存事業者が受託ということですが、少しニュアンスが違いますけれども、ほぼ②です。

もう少し補足しますと、一義的な責任は……

○松村委員

ごめんなさい。質問は①か②か③かだけなので、とりあえずそれでいいですが、大口のほうは、

○金子日本ガス協会技術部長

大口に関しましては両方、BもEも③ということになります。

○山内委員長

よろしいですか、松村委員。名札を下げてください、ほかに。

じゃ、古城委員、どうぞ。

○古城委員

ガス協会のほうに質問があるんですけども、ガス協会のほうでは、小売事業者が保安義務を持ったほうがいい意見として、LPGとか簡易ガスなどは保安体制を既に持っているのだから、それを生かして参入ができるんだからということも挙げていらっしゃるんですけども、こちらのLPGとか簡易ガスなどは、保安はこういう部門で持つべきだというような意見を持っているのでしょうか。実際にそういう意見があるのか、それともガス協会が論理的に考えて、こういう意見もあるんじゃないかということをおっしゃっているのでしょうか。その点を教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、保安については小売が持つべきだということを原則としていらっしゃるんですけども、その理由はワンストップということなんですか。便利だからということなんですか。大きなポイントは何なんですか。

○金子日本ガス協会技術部長

ありがとうございます。LP業界、それから簡易ガス業界に確認したわけではございませんので、これは日本ガス協会の意見としてということでございます。

○古城委員

想定した、想像したということですね。

○金子日本ガス協会技術部長

そのとおりでございます。

それから、小売に一義的に保安責任を持ってもらう大きなポイントは幾つかございますけれども、一番大きな自主保安のレベルを後退させないということであります。

○山内委員長

じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

すみません。それでは具体的に順番に聞かせていただきます。

まず関電さんにお伺いしたいのですが、関電さんのプレゼンの4ページ目のところ、抽象的にはわかるのですが、具体的には、4ページ目の②、③案だと問題が起こるというのに関して、下の表、新規参入者にて新たに作成し直さなければいけないという点に関してお伺いします。これは抽象的にそういうことがあり得るとしたことなのか、具体的に関電さんがこういう問題に直面したのかということをお伺いしたい。

具体的に言うとはどういうことなのかということ、例えばこれ、もともとはきつと大阪ガスさんが供給していたところなんですよね。そこから関電さんに切りかわったというときに、大阪ガスさんから詳細な図面だとかというのをもらったのかどうかということをお伺いしたい。これは、一番いいかげんな対応をされたということだとすると、「それはお客さんが持っているので、お客からもらってください」という、そういう感じのいいかげんな対応をされたのか、それとも大阪ガスさんはちゃんと図面をくれたのかということをお伺いしてください。

もしくれなかったということだとすると、今度は資料5のほうの16のところのガス協会さんの議論というのは全然説得力がないということになるんだと思うんですが、営業の人間でないとなんか詳しいことはわからないわけですよね。そうすると、それまではずっと営業に行っていたわけですよね。だから大阪ガスさんが一番よく知っていたわけですね。一番よく知っていた大阪ガスさんが、小売事業者が切りかわるというタイミングで適切に保安に必要な情報を与えてくれなかったということの意味しており、これを本当に懸念しているんだとするならば極めて無責任な行動だったということになるわけですが、したがって、そういうことがあったのかどうかというこ

とは極めて重要です。小売を引き継いだというときに、情報が全てちゃんと適切に渡っていたのかということ。仮に渡っていなかったとしても、それは顧客の企業機密だから渡せないという可能性はあるので、不当なことをしていたと決めつけることはできないと思いますが、しかし、もし16に書いてあることが正しいんだとすれば、保安の観点から見ると極めて危ないことをしていたということになるんだと思うので、この点については確認させてください。

それから2点目。これは関電さんにお答えいただくことではなくてお願いです。お願いは、東電さんとか中電さんとかのように、別の参入されている方が関電さんと意見が同じですかというのを、これを関電さんに聞くと、これから意見を言うときに一々ほかの会社とすり合わせてから来なければいけないと、こういうことになるので、それはむしろよくない。カルテルとかを助長しかねないのでむしろよくないと思いますから、関電さんに聞くんじゃなくて、もし中電さんや東電さんで、ネットワークに寄せるという意見を私たちは賛成しませんということであれば文書か何かで出してほしいなということで、きっと聞いておられると思うので、もし意見が違うようであれば、後日出していただけるととても助かります。

それから3点目、これもコメントですが、関電さんは既に保安のための体制というのを相当投資をして、参加コストを払って体制を整えている。その関電さんですら全面的に①にしてほしいと、大口も小口も区別もなく全部①にしてほしいと言うということは、よっぽど保安に関してはある意味困っているということを出していただいたということなのではないかと思います。経済学的にインセンティブだけを考えるのならば、関電はこれだけ投資しちゃってサンクコストをかけているわけだから、これから入ってくる人たちにはコストがすごくかかって、自分たちには相対的に低いコストということであれば、むしろサンクコストを払ったというアドバンテージが生かせるように、保安ネットワークに寄せるのを反対というようなことを言っても不思議はないと思うんですが、そういうことを言っても不思議はないような人ですら、保安のところは非常に負担になっているということを行ったということは私たちは十分に認識して、大きな参入障壁になっているということは認識すべきだというふうに思いました。これは感想です。

それから、次に資料5について質問です。

8ページの例1に関して教えてください。8ページの例1に関しては、コンロ修理の依頼を営業担当者が受け、お客様宅を訪問したということなんですけれども、これはガス事業者さんのブランド、もし東京ガスさんの管内なら東京ガスブランドで売っているコンロというのに関して修理の依頼を受けたのか、あるいは、例えばパロマだとかリンナイだとかという、こういうようなブランドのついた機器というものに関して、東京ガスさん、あるいは大阪ガスさんが修理の依頼を受けて行ったのかという点について教えてください。もし東京ガスブランドというのに関して

だけで、ほかのブランドに関してはこういうことをしていませんということだったとすると、それは、そのブランドで機器を売っているところのみなせるわざということになり、ガス小売業と直接関係あることではなく、ガス機器小売業としての整理ということになると思いますので、正直、ここ、何を言っているのかよくわからないということになります。

それから、営業担当がお客様訪問時にという例2のところ、これだとすると、もしネットワーク部門に寄せるにしても、あるいは小売部門に寄せるにしても、ネットワーク部門と小売部門というか、保安をやっている人と小売をやっている人というのは両方情報を持っていないと適切な対応ができないということの意味しているんだと思うのですが、つまり、仮にネットワークに保安を寄せたとしても、営業担当がしょっちゅう行っていて図面と違う配置になっているということに気がついたら、ネットワーク部門なり何なり、保安を担当しているところに速やかに連絡するということが必要になるということで、その部門も情報を持たなければいけないということの意味しているように見えるのですが、それは私の誤解でしょうか。その点については、もしコメントがあつたら教えてください。

とりあえず以上です。

○山内委員長

それじゃ、最初、関電さんからお願いします。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。

1点目の、4ページのガスの配管図面等が引き継がれていないのかというご指摘のことですけれども、これは事実として、大阪ガスさんから私どもは頂戴しておりません。実際問題、お客様がみずからの図面をきちんと管理されていないということもありますので、8割方新たにつくったとか修正をしたという事実はございます。ただ、これは我々が大阪ガスさんから意地悪を受けているんだというような言い方はフェアではないと思っております、そうではなくて、お客様の設備の情報というのはお客様の基本的な情報なので、お客様に頂戴するというのが筋なので、大阪ガスさんはお客様にもらってちょうだいと言われていたというふうに認識してまして、それをお客様に言うと、きちんと管理をされていないということだと思います。ですから、事業者間の引き継ぎという意味ではうまく機能できていないんだと思っております。

○松村委員

ちょっと邪魔して申しわけないんですが、まさに今の点は、これは顧客情報なので出せませんという可能性があり、必ずしも意地悪だとは言えないかもしれないということは私も認識しておりますが、しかし、16ページで言われているようなことが本当に重要だとすれば、保安に関して

危ないことをしたんじゃないかという、そういう懸念を言っただけで、アンフェアなことをしたというふうに決めつけているわけではありません。すみません。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

それから、2点目の東京さん、中部さんのご意見はどうかということでございますが、一応我々、口頭ベースで聞いている話では、①案でいいということで意見は一致しているというふうに認識をしています。ただ、紙ベースでどうこうというのはございませんけれども、そういう必要があればまた提出をお願いしたいと思っております。

それから、3点目のコメントとして頂戴した、今まで保安体制をしっかりつくってきたのに、それを捨ててまで①案にというのはなぜかというご指摘でございますけれども、確かに現行は、私どもの電力の体制を活用しまして保安体制を何とか敷いてきているというのが事実でございます。ただ、正直、現行体制にそれほどの余力があるわけではなく、これ以上事業拡大をするんだ、あるいは家庭用に参入するんだということになりますと、さらなる体制の構築が必要となるわけでございます、これは非常に大きな負担であるというふうに考えています。これ以上はかなりしんどいので、現状でも、平たく言いますとかなりかつかつな状態で何とかやってきたというところでございます。ですから、新たな制度で家庭用までさらにはということになりますと、①案が適当ではないかと考えたので、そういうふうに申し上げているところでございます。

以上でございます。

○山内委員長

それでは、ガス協会さん、どうぞ。

○金子日本ガス協会技術部長

資料の8ページに関するご質問が2点あったというふうに認識しております。

まず、例1のコンロの修理を受け付けたのが東京ガス、もしくはガス事業者のブランドだからかというご質問ではございますけれども、これについては、ガス事業者のブランドか否かを問わず、お客様から依頼があれば、少なくとも現場には行って、そして、例えばメーカーに修理の手配をするとか、そういうサービスを展開しております。

それから、2点目でございますけれども、これは何が申したかったかという、今の類型でいう新ガス導管事業者の人間よりはるかにお客様接点機会が多い販売・サービス部門の人間がこういったふぐあいを見つけるケースが多いということで、そのふぐあいの事情に応じまして、その場に対応する、もしくはメーカーへ連絡して修理を依頼する、もしくは保安部門に連絡して何らかの対応をするといったようなことをしております。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは橘川委員、どうぞ。

#### ○橘川委員

どうもありがとうございました。2つのプレゼンテーション、興味深く聞きました。というのは、2つのプレゼンテーションとも視点は共通しているわけですね。保安の維持・強化という点と新規参入を容易にするという、この2つの目的関数は同じなんですけれども、出てくる結論が全く違うというので、単純に言うと、どっちが本当だかよくわからないというように聞こえちゃうわけでありまして。

料金のときもそうだったかもしれないけれども、やってみなければわからないという面もあるんじゃないかなというふうに聞きました。したがって、その目的関数2つは正しいとして、どっちがいいだろうかということをお聞きしたいんですけども、まず関電に聞きたいんですが、先ほど松村さんの3番目の解釈として、参入でこれだけ投資したところでも大変なので説得力があると、こういう話をされたんですが、私、そこが非常にやっぱり気になるしまして、関電の今まで頑張って新規参入を果たしてきた、このガスの部隊の人たちの気持ちといいますか、何となくこういう方向が出ちゃうとなえちゃうんじゃないか。全体として、先ほどの話を聞いていても、これからがんがん大阪ガスを攻めていくぞという雰囲気になっちゃうんじゃないかと。

この1番目のほうにすると新規参入が容易になるという話なんですけれども、別の解釈として、例えば、今、ガス事業のほうだけに切り分けると、そういう解釈が可能なのかもしれませんが、もう一つの解釈は、やっぱり関電が今非常に大変な状態にあって、原発がとまっている状況で、純資産が実質的に考えると資本金を下回っているような状況に置かれている中で、全体としてリストラしなければいけないという中で、こういう考え方が出てくるというような考え方、解釈も成り立ち得るんじゃないかと思います。そうすると、私なんかは、大体ここに関電の方が来てしゃべられているのは、新規参入してがんがんやった、新規参入の雄だから来られているわけなんですけれども、何か最初、この①案支持というのを聞いたときに、率直に言うのがっかりしたといいますか、何か新規参入の勢いがとまっている方向に聞こえたというのが率直な感想なので、そうじゃないということならば、もうちょっと説明して——だって、既にこの形で参入されているわけだから、別に今のままでもっとやるという答えもあり得るんじゃないかと思うんですけども、そこが少しわかりにくかったというのが1点です。

それから、お話の中で第①案にした場合でも、やはり新規の小売事業者と新規の導管事業者の間である程度の情報交換は必要だというふうに言われたと思います。それが本当に担保できるの

かどうか、そこの仕組みみたいところがちょっとわからなかったので、その2点をお伺いしたいと思います。

それから、ガス協会のほうのプレゼンテーションですけれども、ガス協会の案はやや複雑なんですけれども、まず緊急時とそれ以外のところでミシン目を入れて、さらに緊急時のところは大口と小口の間ミシン目を入れるという、2つの細分化を導入するという案だと思うんですけれども、先ほど関西電力の方が言われましたけれども、制度を新しくいじるときに余りにミシン目を入れちゃうとわかりにくくなるんじゃないか。そもそも先ほど言いましたように、目的関数は同じなのに、将来見通しが違うから結論が変わってくるということは、余り制度を複雑にしないで、最初は制度を簡単に試みてトライアンドエラーであと直していくというような発想からすると、この2つミシン目を入れるというやり方が果たしていいのかどうかって、そこのところをお伺いしたい。

それから、せっかくここに松村さん——こちらの松村さんじゃなくて、そちら側の松村さんがいらっしゃるわけですから、先ほどの古城さんの質問というのは、実はガス協会じゃなくてコミュニティ協会に向けられた質問だと思うんですけれども、このガス協会の案であると、簡易ガスとしての都市ガスへの新規参入がやりやすくなるかどうかということをお聞きしたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それじゃ、まず関電さんからお願いいたします。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。2点ご質問を頂戴したと思っております。

1点目は、今までせっかく保安体制を敷いてきてガス事業に参入してきたのに、なぜ①を選択するのかということですが、我々も内部で相当な議論をしております。ある意味、私どももガス事業の保安を通じていろいろな知見とか経験なりを得てきたのも事実でございますし、それが私どもの今の財産になっていることも間違いないことでございます。それを踏まえてさらなるということも当然あり得るわけですが、今回の改定というのは、先ほども申し上げましたように家庭用も含めて全面的自由化をしていく。さらには、これは従前からご指摘がございますけれども、これからは管外の供給も含めて総合エネルギー産業として大きくなっていくんだというようなことを踏まえたときに、今の保安体制を自前で構築する中で、さらに大きな飛躍ができるのかどうかということを考えたときに、やはり①案のほう私どもにとってさらなる飛躍を目

指すにはいいのではないかと考えたということでございます。これは別にきれいごとで言っているわけではなくて、先ほど先生のご指摘があったように、今保安に従事している連中の気持ちの問題でありますとか、それはもう重々我々でも議論があつて、今でも本当に①案になったらどういふうに言うのかなというのは我々も思うところですが、やはり次のステップに行くんだつたら①案ではないかということで、①案を支持させていただいているということでございます。

2点目の新小売事業者と新導管事業者の間での情報交換の問題についてどう考えるのかということでございますけれども、ご指摘になっているのは、恐らくお客様が、新たな小売事業者の勧めとか、そういうものの中で消費機器を新たに置かれたと。その情報は導管事業者には伝わらないのではないかとということではないかと思うんですけれども、仮に、例えば小さな機器を取りかえた場合は消費機器だけで済みますけれども、例えばコージェネを新しく入れるとか大きなものを入れますと、当然内管部分をさわらないと入らないということになります。内管部分をさわるのであれば、当然導管事業者のほうが保安責任を持っているということで、そちらのほうに情報がいきますので、それがまず担保されると思っています。単なる消費機器だけを変えればということは、やはりそれは小売事業者のほうにそういった情報を導管事業者のほうに確実に伝えるようなルールといいますか、そういったものがないといけないということで先ほど申し上げたということでございます。

現に、私どもも今の託送の中でも、託送利用者は託送約款に基づいて託送の実施者に消費機器の設備情報概要というのを提出をしておりますので、そういった部分をもう少し充実するとか見直すということをすればよいのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○山内委員長

どうぞ、日本ガス協会さん。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

先ほどのミシン目の議論ですけれども、私どもの主張は、大きく言うと、まず保安の基本的な責任は供給者がきっちり持つべきであるということが大前提にあつて、ただし、そうはいつでも、実際には保安の仕事というのは緊急の仕事だとか、あるいは予防保全の仕事というのがあるということであつて、それを担うということは極めて新規参入者にとっては重い仕事になるということであるので、そこは我々が委託を受けましようとして、こういう大きな論理になっております。ただし、委託のされ方も、緊急保安については極めて規模の経済が働くし、それからまた、ノウハウのレベルというのはかなり緊急保安のほうは高いので、委託のされ方も少し変えたらどうだろ

うかということであって、緊急保安については我々は全面的に既存事業者が受けてもいいですよと、こういうことを申し上げているのであって、予防保全については、規模、件数に応じて体制も組めますし、それから、さらにノウハウも比較的緊急保安より高くないというようなことでありますので、そこは新規事業者の判断で委託されるかされないかと、我々は相対交渉で委託交渉があればしっかり積極的に応じていきたいというふうに考えているところであります。

それから一方、大口については、今言ったように、基本的には我々が責任を負って、保安責任を新規参入者なり供給者が負っていただいて、それで委託を受けるという今の制度が十分機能しているというふうに考えていますので、特に緊急のところはミシン目が入るような形になっていきますけれども、緊急保安も、今新規参入の方が十分行っているというケースもあるわけなので、そのところは、義務委託じゃなくて、もし委託を希望するというのであれば交渉に応じて積極的に受けていきたいと思いますよと、こういう考え方でありまして、結果的にミシン目は入っていますけれども、基本的には我々は、先ほど冒頭申しましたように、ガスを供給する限りにおいては保安は責任を持ってもらいましょうと。ただし業務としては非常に重いものがあるので、ここは新規参入の阻害になってはいけないということであるので、その作業自体は我々は委託を受けるというのは一向に構わないんだと、こういう考え方でありまして。

#### ○山内委員長

コミュニティーガス協会の松村オブザーバー、何かご発言はございますか。

#### ○松村コミュニティーガス協会専務理事

私どもの考えとしては、やはり私どもも現実にガス事業をやっているわけで、保安の体制も一応整っておりますので、そういう意味ではやりやすいのではないかとこのガス協会の意見というところは、それはそのとおりだというふうに思っています。

基本は、競争というときに料金が非常に大きな要素を占めるのかもしれませんが、それ以外にやはり保安の部分もあると思っておりますので、やはり小売事業者がお客様の選択を求めるときに、保安というサービスというものも当然入る、選択の要素になるだろうと思っておりますので、小売事業者が基本的には責任を持つべきだというふうに思っています。

ただ、具体的な業務ということになると、ここにもご指摘がありますように、新規参入者が全く経験のない事業者、別な異業種であれば経験がないということで、そこは知見、経験がある既存の事業者への委託というのにはあり得る。ただ、関電さんの資料にもどこかあったと思いますが、そこで既存事業者とは一方で競争関係にあるわけですので、その場合にお客様のいろいろな情報、機器等々、図面等々の情報を公正な競争ができる形での委託というのができるのかどうかというところは若干心配ではあります。だから、そこが競争相手ということじゃなくて、参入障壁にな

らないような形の委託ができる形というのが必要ではないかというふうに思っております。

答えになりましたでしょうか。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、古城委員、どうぞ。

○古城委員

そのガス協会のプレゼンテーションの中で、ちょっと心配になった部分がありますから確認させてください。

プレゼンテーションの5ページです。まずこのお話、ここで図を確認しますが、この緑色の部分は自主保安だということですね。そうすると、今ガス会社がやっている保安には自主保安と法律上の義務のある保安とがあって、この緑色の部分は自主保安だと。したがって、法律で導管事業者が保安義務を負うといった場合には、やるのは自主保安を除いた部分だけですから、ガス会社に小売してもらったら法律上の保安は導管事業者に提供してもらい、自主保安は小売業者に提供してもらえるから今までと同じですけども、新規事業者と契約した場合は、法律上の保安は提供しますが、自主保安は新規事業者の小売部門がやらなければいけませんよと、こういう議論になっているわけですか。だから、やっぱり非常に困ったことになりますよと、こういう話をしているらしいですね。

○金子日本ガス協会技術部長

緑色の部分が自主保安の概念のところであるということでございます。今は既存の事業者はここを社内の各部門が一体となって連携してやっていますので、これが担保できているということと自主保安を進めてまいりました。仮に新ガス導管事業者が一義的に責任を持つということになった場合には、この緑色の部分を何らかの形で担保するような仕組みが必要になって、ひょっとしたらそれは法制面での決め事になるのかもしれないというふうに考えております。

○古城委員

手当てしない。そこのところをちゃんとしない限り導管事業者の義務ではありませんよという前提をとっているらしいですね。自主保安についてどうするかをさらに加えてくれないと、保安責任どうこうという話は法律上の保安のことだけ言っているの、自主保安のことは何も触れていませんよと、こういうお話なんですね。

○金子日本ガス協会技術部長

新ガス導管事業者がお客様と接する接点というのは、今の販売サービス部門と比べて大分少なくなりますので、今のレベルで実施することはできないでしょうということを申し上げておりま

す。

○古城委員

いやいや、それは事実上できないという話と、そもそも義務がないという違いは大きな違いですから、そののところをはっきりしてください。義務はないという議論をされているんですね。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

ご承知のとおり、この緑の部分というのは先ほど来の自主保安ですけれども、これは営業上の業務設定の中で生まれる保安。

○古城委員

サービス。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

サービスの中で生まれる保安なので、サービスを提供する人がやるということになります。したがって、我々ネットワークが委託されるのは、営業活動を委託されるわけじゃありませんので、サービス活動を委託されるわけじゃなくて、もしネットワークが、仮に受けたとしてですよ。

○古城委員

それはわかりました。自主保安のところをガス協会がサービスであって保安じゃないとおっしゃっているのはわかっています。そういう切り分けをしているということが私はちょっと問題だと思っていますが。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

いや、そういうことを申し上げているんじゃないで、サービスの機会に保安活動をやっているという……。

○古城委員

今、ガス会社がそうやっていらっしゃるのはわかりますけれども、法律上、保安責任というのでどこまでカバーしているのかというのはまた別で、ガス会社が法律上の保安の一部は小売部門でやっていますよというんだったらわかるんですけども、これはもう保安ではないと言っているわけですね、今。保安じゃないけれども、我々がサービスでやっているだけだと、こういう整理ですね、この図ですと。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

どういうふうに定義するか、ちょっとよくわかりませんが、我々は保安を高めるためにサービスの機会を使って、機会があれば保安を……

○古城委員

今そうやっているのはわかるんですけども、ネットワーク事業者に移った場合は、もう話が

違って来るわけですから、新規参入の小売事業者のお客さんに対して導管事業者が提供する保安の範囲はどれですかということです、私の聞いているのは、この図の自主保安は除かれますかと。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

そういう質問であれば除かれます。

○古城委員

そうすると重大ですね、これ。器具を買ってきて接続してよいかどうかとネットワーク事業者にお尋ねしても、これはだめなんですね。ここの図には、これは自主保安になっていますが。それから、お客様との接点時に何か問題があると言って、それはネットワーク事業者に言っても、これは対応しないんですか。そうすると、定期点検で見つかったときだけ対応するという議論をなさっているわけですか。お客さんから、ちょっとふぐあいがあるから何とかしてくれといったときに、これは対応しない。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

今後ネットワークが保安活動を背負うべきであるというようにときに、その保安活動の範囲はどこまでなのかと。今まで我々がやっている自主保安も含めてネットワークに負うということがあるとしたら、これはやることになる。したがって、制度設計のつくり方だろうというふうに思いますけれども。

○古城委員

それはそうですけれども、今まで私たちが一般的に前提にしたのは、法律上の保安も含めて、こういう事象なんていうのも保安の中に含まれているというふうに考えて、それが保安責任を移すと大体は移るというお話でしたけれども、きょうのガス協会のプレゼンテーションでは、それを2つに分けて、法律上の保安は移りますけれども自主保安は移りませんよと、こういうことで、こういう説明になっているわけですよね。その説明自体びっくりいたしましたけれども、もう一つは、異常があるから何とかしてくれということの対応も自主保安だというふうに今解釈されているというのは非常にびっくりいたしましたけれども、これは私は法律上の義務のある保安だと思っています。だけれども、こういうふうに切り分けているんですから、やっぱり非常に不安になりますよ、ガス協会の対応は。

○金子日本ガス協会技術部長

異常があるから何とかしてくれというのは、これは一番右側の緊急保安の範囲内の業務として対応することになると思っております。

○古城委員

このサービス営業時の保安活動、お客様との接点時に発見した事象への対応というのは、どう

して切り分けるんですか。

○金子日本ガス協会技術部長

これは、既存のガス事業者がお客様先に伺ったときに別の機会で見つけたという意味ではありません。

○古城委員

これ、小売事業者が発見しますよね。そして、小売事業者から、ちょっと異常があるんですけどもというふうに導管事業者に連絡があった場合には、これはどうなるんですか。これは対応しないんですか。

○金子日本ガス協会技術部長

異常の種類によると思いますが、これが例えば消費機器に関する異常であれば、ガスを販売されている新小売事業者さんが対応される範疇になるものと思います。

○古城委員

ですから、やっぱりあれですね。今のガス協会の話を聞いていると、保安責任をどうこうするという話だけ詰めるんじゃ、やっぱり不十分ですね。保安責任は何かということもかなり詰めておかないと議論が空っぽになってしまいますね。

○山内委員長

よろしいですか。

じゃ、事務局から。

○横島ガス市場整備課長

保安規程に基づいてやっている今の開栓時とかいう条文の整理ですけれども、もともと技術基準適合維持義務というのは28条に書いてあるわけです。それに連なって続く条文のところ、ガス事業者がという書き方になっていますけれども、今は一般ガス事業者になりますけれども、こうした資料の3ページの下から2段落目を見ていただければわかると思うんですけれども、もとの技術基準適合維持義務があると、こうしたガス工作物のあるべき状態を実現するため、上記に加え、現行法においてはガス事業者に対しこういった工事とか維持、運用に関する保安の作業基準を保安規程として定め、経済産業大臣に届け出るとともに、これを遵守する義務とか監督をさせるための主任技術者という一連で規定をしているわけです。したがって、ご意見として、28条の義務については、例えばこっちに行っても、保安規程を作成してやるのはあっちだという提案としてはあり得ると思うんですけれども、今、それが基本的には1つの事業者だということで、当然28条の義務をやる人が、そのあるべき姿を実現するために今言ったような保安規程のやつもやっていただいていると、そういう整理になると思います。

それと、保安規程というのは自主的になるべく高めようということで自主的な基準も定めていただいているんですけども、どっちが責任を負うかという別の議論として、28条のほうでやるべき義務にするのか。つまり、このガス協会さんの資料でいくとオレンジか緑なのかというのについて、例えば緑は、この際オレンジにするという保安の水準を高めると。ただ、我々は一体として考えているので、どっちの事業者さんがやる場合にこういうことは自主的に内容を自分で考えてやってくださいという話と、これは必ずやらなければいけませんよということを主体をまずそろえるというのはあると思いますし、その上で緑かオレンジかというのは必ずやってくださいということなのか、自分で考えながら高めていってくださいという責任なのかというので整理するということはあると思いますが、オレンジの部分があっちに行っても、緑のまま必ずこちらに固定するという整理で書いているわけではないと、そういうことです。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは、次は永田委員。

○永田委員

先ほどの関電さんのご説明の中で、保安実施状況の引き継ぎのところ松村先生からもご指摘いただいた点で、もう少しそれについて確認させていただきたいんですけども、そもそもこういった、ある意味では利害が一部相反する方たちが前任者から後任者に保安実施状況の顧客情報も含めた情報の引き継ぎをする場合に、引き継ぎのルールというものが基本的にあるのかどうかということを確認したい。その中にもし、いわゆる個人情報等も含めた顧客情報があつて守秘義務がある場合であれば、守秘義務の解除の通知等を交わした上で、この業務の引き継ぎを徹底してやると、そういった細則レベルの実施のルールがあれば、こういう問題というのは原則的には発生しないのではないかと思いますけれども、このあたりの現状のルールはあるのかないのか。もしくは、今後そういったルールを新導管事業の方に対しても導入するのかどうか。このあたりについてのご見解を確認させていただけますでしょうか。

○横島ガス市場整備課長

現在、大口ガス供給については、今言ったような引き継ぎの場面というのが出てくるんですけども、特にルールは定められていません。それが制度の現状です。それは、大口供給については需要者の人は相当保安についても知見が高い。それから、そういう方々が図面なども管理しているだろうということで、その方々からもらえるんじゃないか。もちろん前の事業者の方へにくださいとお願いすることを別に禁止するわけではないということで、仮に何らかの引き継ぎが必要な責任分担になる、例えば導管事業者さんがそういう義務を負うんだけれども、設置する人は小

売事業者である場合にはという場合には、特に相手が小口になりますと図面をご自分で持っていらっしゃるという人が出てくるとお思いますので、そういう引き継ぎをきちんとしてくださるとルールを定めていくというのは、それは選択肢としてあり得るというふうにお考えしております。

○山内委員長

よろしいですか。

引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ご説明ありがとうございました。大きく3点ございます。

まず1点目なんですけれども、きょう関電さんと日本ガス協会さんからお話しいただいた中で、先ほど橘川先生がおっしゃったように、ちょっと結論が大きく違ったわけですが、どっちに責任があるべきかどうかとかというべき論ではなく、実際の実態というところに照らし合わせた場合、一義的に導管が責任を持った場合と、一義的に小売を持った場合において、それぞれ繰り返しますが、実務上のリスク、実務というのは保安実務上のリスク、べき論ではなくてリスクについて教えてくださいというのが大きな1点目です。

2点目はコメントなんですけれども、どうも保安というのはすごくちょっと難しいなと正直思っていて、例えば先ほど課長のほうからご説明があった技術基準適合維持義務というのも、所有者と責任を持つ人というのが法律上一体化してなくて、何となく需要家の方か消費者の方が自分のものだということすら意識していない可能性もあるのかなと。要するに、需要家の方が錯誤しちゃって、最終的な取りかえ義務といえますか、取りかえなければいけないのは持っている人なわけなんですけれども、そこがそうになっていなかったり、あるいは保安の水準に関しても、今の古城委員、あるいは横島課長からのご説明があったように、法定の部分と自主の部分というのがあって、それも私の理解が間違っていたら申しわけないですけれども、ガス会社さんがいっぱいいらっしゃるって、多分自主のレベルは一緒じゃないと思うんですね。全く一緒のマニュアルでやっているとはお伺いしていませんので、いろいろなレベルがあると。そうなっちゃったときに、じゃ、一体どこまでが本当に法として考えなければいけないところで、その後、その先、どこからどこがサービスであるとか、あるいは自分たちのビジネスのレピュテーションを高めるための活動なのかというところが少し考えなければいけないんじゃないかと。簡単に言っちゃうと、オーバースペックのコストまで需要家が持つのはちょっとどうなのかなというふうになっちゃうところもあり、この問題については安全小委のほうでお話しになることなので、ちょっとなかなかこういうコメントを言っているのかどうかあれですけれども、せつかくの機会なので、ちょっとグレーというか、なかなかはっきりとしたコンセンサスが得られていないようなものに

についてはもう一回ちょっと見たほうがいいのかと思います。

もう一つつけ加えさせていただきますと、例えば新築のマンションと築30年とか50年とかたっているところと、保安水準は絶対違うと思うんですけども、例えばそういうところもどう考えるのかとか、いろいろな切り口があるのかと思います。

最後、3点目でございます。これはちょっとすみません。関電さんに勉強のために教えていただきたいんですが、先ほど新規参入のために560名でしたっけ、電力と一緒にすけれども保安体制を構築された。あと緊急出動車ですかね、そういうものも整えられたとおっしゃっていたんですが、ただ、一方で電力ビジネスと兼ねてやっている部分もあると思いますが、そのサンクコスト、一体幾らぐらいかかったのか。要するに転業の関電さんが幾らぐらいかかっているのかというのを教えていただきたいということと、もう一点が、ちょっと図面問題はもうとにかくちょっとびっくりするやらではあるものの、一方で、それって頻繁に起こっている話なのか。つまり、いつそういう話が起きている、それは大阪ガスさんか、ほかのガス会社さんかわからないですけども頻繁に起こっているものなのか。まず関電さんの経験でどうなっているのかということと、一般的にほかの新規事業者さんとお話しされているときに、それがもうしょっちゅうしょっちゅう日本の中で起きていることなのかどうかということについて教えてください。

以上です。

○山内委員長

最初のご質問は両者にですか。

○引頭委員

ガス協会さん、関電さん、それぞれ簡単に。もしなければ、リスクが同じだったら同じで結構でございます。

○山内委員長

じゃ、まずガス協会さんからどうぞ。

○金子日本ガス協会技術部長

ありがとうございます。それぞれが保安責任を担った場合の実務上のリスクというご質問ですが、今の制度と同様に、新小売事業者さんが責任を担って、一部を新ガス導管事業者が受託するという制度にした場合には、今と同様に全てのステークホルダーといいますか、関係者がそれぞれの役割を果たすということで保安を担保することになります。仮に全てを新ガス導管事業者が担うときには、そのいわゆる販売営業部門が現在担っている部分について、何らかの補完措置が必要になる可能性があるというふうに考えています。

それから、逆の側ですけれども、新ガス導管事業者が全ての責任を担っている場合には参入が

非常に容易であるというメリットがございますが、逆の場合には参入を妨げる可能性があるということで、そこについては何らかの補完措置が必要になると。

○引頭委員

そうじゃなくて、保安上のリスクについてが質問なんですけれども。

○金子日本ガス協会技術部長

申しわけございません。新小売事業者が全ての保安責任を負って、それを新ガス導管事業者が受託するというケースにした場合に、我々が考える保安上のリスクというのは余り大きなものがないというふうに考えております。

それから、オーバーコスト分まで負担するという話ございましたけれども、いいですか、そちらのほうも答えてしまって。

○山内委員長

まずは関電さん。リスクの話です。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

関西電力でございます。

最初のリスクの問題は、私どものプレゼンの中で申し上げたことの繰り返しになると思いますけれども、例えば複数の保安事業者間の引き継ぎの問題とか、緊急時の対応がリスクであるということで申し上げておりますけれども、もう少し詳しく補足をいたしますと、そういった事業者間の連携の問題でありますとか引き継ぎの問題というのは、ルールを決めれば担保できるということだと思うので、ルールを制度化すればよいのではないかということになるかと思うんですけれども、実際に発生するさまざまな緊急対応事象を想定して、じゃ、事前に本当に個別の対応方法は決められるのかというような実務上から言うと、やはり困難な部分があると思っています。

それでは、次善の策として、何かあればとりあえずガスをとめればいいのか、危なかったらとめたらいいのかという対応もあるわけなんです、不明な場合はとめると。しかし、それをやりますと非常にお客様にとっては不利益といたしますか、お客様はやはり操業されている中で、そうやたらとガスをとめられると非常に困るわけで、何でもかんでもとまるというのはやはり困るということで、そのあたりはきちんとしたルールをつくるのはやはり難しい部分があると思います。

そうしたら、仮に細かい取り決めができないのであれば、細かい取り決めをせずに、その都度新ガス小売事業者のガス主任技術者が判断したらいいじゃないかということになったとしても、委託をしていると、委託先からの情報のやりとりというのは通常面識のない別の事業者とやるわけで、正確にそのあたりができるのかなとか、連携した場合にどうかとか、あと、主任技術者の

判断も、やはり微妙な各場面場面では分かれることがあるわけで、委託先の主任技術者と委託元の主任技術者との判断がずれるというのは当然あるわけで、そういうことを言い出すと切りがないということになるかもしれませんが、リスクという意味でおっしゃったのであれば、そういうことはあり得ると思っています。

それから、コストの問題ですね。一旦切りましょうか。

○引頭委員

導管に一義的になった場合のリスクもあわせてお願いします。ご提案の中でのリスクについてどう考えるか。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

導管になった場合のリスクといいますのは、先ほどもご指摘があったように、やはりお客様側で消費機器が勝手に入れかわっているとか、そういう何か情報があったときに修繕——修繕はしませんか。消費機器側の情報がきちんと伝わっているのかという、ガスさんのご指摘になった自主保安の部分で拾っているような情報とか、そういう機微にわたる情報がうまく伝わるのかどうかというのはあろうかと思えます。

よろしゅうございますか。コストの問題、いいですか。一遍切ったほうがいいですか。

○山内委員長

3点目のサンクコストの問題と、それから頻度の話を伺って、それからガス協会さんに。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

続けてよろしいですか。

コストの問題は、我々のガスの原価を開示せよということになるので、ちょっと平場ではご容赦いただきたいというのが答えになりますが、相当なコストがかかっているのは事実でして、例えば立米当たりとかお客様の数当たりで割れば、それは圧倒的に比較できないコストはあると思っています。よろしいですか。

引き継ぎの問題は、先ほどもお答えしましたけれども、頻繁にというのはちょっとあれなんですけれども、基本的に私どもは大阪ガスさんから図面は引き継いでおりません。引き継いだお客様の中で8割程度に新たにつくるとか、ちょっとわからないので修正をするという事象が発生しているということで、答えとしてはよろしいですか。

○引頭委員

すみません。じゃ、おっしゃっているのは1回ではなくて何回もという話なんですか。要するに、何度もそういう事件というか事象があったという話なんですか。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

ですから、我々が実際に供給を開始したお客様の8割方は図面がうまく整っていなかったねという実態にあるということをお願いしております。それでよろしいですか。答えが違いましたか。質問の趣旨が間違っていましたか。それでよろしいですか。

○引頭委員

じゃ、もう一回だけ聞きますと、8割で、ここ何年間かずっとあったというイメージですか。何かある時期にそういうことがあっただけじゃなくて、ずっとなんですか。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

経年別にどうこうというのはとっていませんけれども、基本的に新たなお客さんが見つければ、そのときに一から図面は当然確認しますよね。どういった機器をお持ちであるのかとか、それは保安ができないので、そのときに不備が発見されるということが多いということでございます。近年どうだとか、そういうものじゃなくて、一般的にお客様がきちんと自分の図面なり消費機器を把握されているかという、そういう実態にないということ、たまたま我々が供給したお客様だけに限った事象でございますけれども、そういった事実にあるということでございます。

○引頭委員

他の新規参入業者さんからそういう話というのはよく聞かれますかというのが質問だったと思います。

○北村関西電力株式会社グループ経営推進本部副本部長

他社はちょっと存じ上げません。自主保安をやっているのは私どもだけだと思うんですけども、それはちょっと知らない。

○山内委員長

よろしいですか。

○蟹沢日本ガス協会副会長・専務理事

自主保安に対するあり方、考え方のお話がありましたけれども、今の安全基準、安全の我々の法制上の考え方としては、ここに資料にありますように、安全規制の行政の関与は最小限にして、そしてガス事業者の自主保安活動によって保安水準の維持・向上を図るのが今の全体の進め方になっております。そういう中で、先ほど来説明しましたように、保安水準は徐々によくなってきて、かなり高度になってきたというふうに我々は自負しているところであります。

これは、つまり自主保安活動というのは、やっぱり欠くことができない課題だというふうに考えています。先ほど来議論がありましたように、もしネットワーク事業者に保安の責任と業務を担うべきだということであるとすれば、この自主保安活動も何らかの形で委託を受けなければ、これは実現できないということになると思います。先ほど言いましたように、自主保安活動とい

うのは、ほとんどガスの供給の機会を通じて、サービスの機会を通じて行われる活動であるので、じゃ、そのサービスの活動自体を受けることになるかと、こういう矛盾が生じるんじゃないかというふうに考えておまして、したがって我々は、サービスの機会を持っている小売事業者が自主保安活動をしっかりやっていただくということを通じてやっていく。それで我々が担うのは、先ほど示しています法制上で決められております予防保全と、それから緊急保全のサービスをしっかり担っていく。実は、その予防保全と、それから緊急保安は余りありませんけれども、予防保全の中にはさらに自主保安も含まれておりますので、それもあわせて我々はしっかり受託をしていこうというふうに考えているところです。

○山内委員長

よろしいですか、ご質問。

じゃ、杉本委員、どうぞご発言ください。

○杉本委員

資料に、保安の担い手について3つの選択肢が示されていますが、小売事業者が保安業務を担う場合の消費者の立場での不安に思っている点を何点か申し上げたいと思います。

まず1点目は緊急時対応ですけれども、現在のガス事業者は、体制が構築されて長年の間の経験から知見、ノウハウを持っていますが、全ての新ガス小売事業者が、特に既存ガス事業者以外の参入者が同じレベルで担保できるかどうかということに疑問を持っています。

それから2点目ですが、小売事業者を変更したときに、先ほどからもいろいろな情報の連絡のことで議論がされていましたが、旧小売事業者と新小売事業者に保安情報が確実に引き継がれる仕組みができるのかどうかということで、先ほどの関電さんのプレゼンの中にマンションの例が示されていました。たくさんの事業者が入ると責任が曖昧になって、緊急時の対応が困難になるのではないかというふうに感じています。

また、現在ガス事業者が行っている空き家などのガスを使わなくなったお宅の保安を確実に担保できるかどうかという点も気になっております。

それから3点目ですが、現在もこれからも高齢者世帯がふえていくという状況の中で、ガスの保安を口実にして悪質な点検商法のトラブルも心配されます。これまでどおり地元密着型の顔の見えるガス事業者が保安を担当してもらうのが消費者にとっては安心ではないかと思っています。

それから、最後に、(2)の見直しの必要性の最後に、需要家保安を小売事業者間で競争する対象とするべきかというのがありますが、私は決して家庭消費者をその対象にすべきではないと思っています。小売事業者がガス料金を下げるために保安の質を下げたり、委託先にまた保安料金の値下げを求めるかもしれないということから、やはり家庭消費者を対象にすべきではないと

いうふうに思っています。もし保安を競争する対象とするならば、安い保安の売り物に対して保安レベルを低下させたり手抜きを防止する制度にすべきだと思います。そのためには、保安する小売事業者や受託事業者は、保安業務は国家資格を持つ中立組織として一定の保安水準を維持し、保安コストも情報公開させて、規制当局がきちんとチェックする制度にしてほしいと思っています。

○山内委員長

ありがとうございました。コメント、ご意見の表明ということでよろしいですね。特にご質問はよろしい。

じゃ、松村委員、どうぞ。

○松村委員

まず、先ほどから僕がサックコストのことで余計なことを言ったので混乱させて申しわけないんですが、私の意図と全く違う方向にどんどん行って、私としては不本意というか、サックコストをこれだけかけているのにもかかわらず、これをやめてしまうというのはガス事業に対する後退だなどというような見方というのは、私は根本的に完全に全く間違っていると思います。完全に間違っているというのは、例えば電力事業で今30分同時同量というのが課されていて、インバランス料金のこういう体系になっていて、それに対応するために一生懸命投資していましたという事業者がいたとして、その事業者が、この制度というのはおかしくて参入障壁になっているから変えてくれと、こういう要求をしたとすれば、それは後退かと、おまえ、それだけ投資したのにというのはやっぱり根本的におかしいと思いますが、それと全く同じ理由で、私は、これはガス事業に対する後退とかというようなことは一切含んでいないと思います。これだけサックコストをかけた人ですらやめてほしいと言っているということを重視すべきだというふうに言っただけのつもりです。

それから2点目、先ほどの図面のことをこだわって申しわけないんですが、小売事業者にもしこの点の保安をやらせるとすると、小売事業者は原理的には毎年かわるということだってあり得ます。毎年かわるという状況で、そうすると、毎年行く人がかわるということがあり得ます。そうすると、2011年にはこの大型の機器がここについていて、2012年にはこれを一旦こちらに移して、2013年にはもう一回こっちに戻しましたなんていうことだって原理的にはあり得ます。ずっと見ている人なら、その経緯ってわかるから、最終的に、今現時点でどこにどの機器がついていて、どういう配管になっているのかだけではなくて、一旦こういうことをしているから、このところは危ないなんていうことはわかるのかもしれないんですが、小売事業者、2011年と2013年は同じだけれども、2012年は違うところだったということだとすると、わからないということだ

って原理的にはあり得ます。今の図面だけを、比較的いいかげんな図面だけ出されるということ  
をすればわからないなんていうことも当然あり得ます。もしガス協会さんが出してくださった16  
ページのところのような問題が本当に深刻だとすれば、あるいは8ページの例2のようなことが  
非常に深刻だとすれば、相当危ない状況だということになっているのにもかかわらず、毎年毎年  
かわる小売事業者にその責任を負わせるというのは、保安の面で私は極めて心配です。これはネ  
ットワーク事業者がずっと請け負ってれば、一義的にずっと情報というのは蓄積されるという  
ことになるわけですから、このことが本当に重要だったとすれば、ネットワーク事業者に寄せる  
というほうがはるかに自然なのではないでしょうか。

それから、永田委員が、この点についても情報の受け渡しのルールというのを決めれば機能す  
るということをおっしゃったんですけども、もしそうだとすれば、情報をネットワークに出さ  
せるということをきちんとルール化するというをすれば、そちらのほうでももちろん対応す  
ることはできるはずです。

それからもう一つは、実際に大阪ガスが出していなかったということは、企業機密の問題だと  
かというのもあるので不当だとは思いますが、しかし、もし本当に保安のことを最も重要なこ  
とだと考えているガス事業者だとすれば、それは需要家を説得してでも自分が持っている情報  
を出させるというようなことをしたって全然不思議はない。だけれども、現実にはしていなかった  
ということは重く捉えるべきであると思います。ルールがちゃんと整備されれば、そこはスム  
ーズに移るはずだと考えるのはむしろ楽観的過ぎるのではないか。保安のことを何よりもまず第一  
に考えているというのと矛盾するような気がします。もしそれが本当に真実だったとするならば、  
そのようなルールがなくたって当然に受け渡されたはずだ。そういうことが受け渡されなかった  
という事実をきちんと踏まえるべきだということだと思います。

それから、供給者が保安の責任を負うべきだという哲学の部分に関しては、一見もつともらしく  
聞こえるかもしれませんが、私は、それが今までのガス供給事業で貫徹していたとは到底思え  
ません。先ほど質問でちゃんと確認したつもりですが、ガス協会さんの資料の8ページの例1の  
ところで、これが自社のブランドの製品でなくても自社が受けて、まず第一義に見に行きますと、  
こういうことを言っていたというわけなんです。もし供給した人がその安全性について全て責  
任を持つべきだということであれば、パロマの機器ならパロマが責任を持つ、リンナイの機器な  
らリンナイが責任を持つというのが一番自然なやり方であるのにもかかわらず、もちろんコスト  
は、その後一旦受けたとしても、これはリンナイの人に来てもらって直してもらふものですよ  
うな場合にはそう言っているでしょうし、そうでなくてもコストというのは当然負担してもら  
っているというのがあると思いますが、しかし、一義的に自分のところで受けていたわけす

よね。それで、「それはうちが売ったものではなくて、あなたがスーパーで買ってきたものです。ブランドはしかもリンナイなので、リンナイさんに電話するか、買ってきたスーパーの何々さんに電話してください」なんていう対応をしていなかったわけですよね。供給者責任というのが本当に完全に貫徹しているのだったら、そういう対応をして、そのルールというのを主張すべきであつたのにも関わらず、今まで一度たりともそんなルールを主張したことはなかったと思いますし、そういう点ではガスの安全というのはガスチェーン全体で見るという発想で、どこかが見なければいけないけれども、どの役割を担った人が負うべきかというのは消費者にとって最もいいやり方、保安の水準を最も高めるやり方というのを今まで工夫してきたし、これからもそうすべきだと思います。供給した人が責任を持つべきだということを振り回すのが本当に正しいかどうか。供給した人が最も効率的に担える仕事をやってもらうというふうに考えるべきだと思います。

アグリゲーションでガスを買ってきて、それを売るというような人が、CO中毒というのが発生したときに最も責任のある、技術の面でも供給の面でも最も責任のある人なのかということはどうも少し冷静に考えて、感情論として小売をする以上は保安もとかいうようなことではなく、誰が担うのが一番保安の水準を高められるのか、一番効率的にできるのかということを考えるべきだと思います。

それから、蟹沢さんが先ほど、委託というのがあれば真摯にちゃんと受けるということは何度も繰り返して言われた。それは、蟹沢さんが今の立場ではなく、もとの立場、東京ガスの社員として言ったとするならば誇りを持って言うことができたのかもしれない。実際自分たちはちゃんと受けてきたんだということが言えるかもしれないけれども、今まで既に自由化されている大口の市場で委託を受けていなかった事業者というのも存在するのは事実なわけで、ガス協会は当然把握しているわけですよね。今までそういうところを拒否して、しかもこれはニーズがなかったわけじゃなくて、別に震災後に苦しくなったから保安のところは任せたいと言っているわけじゃなくて、関西電力は震災前からずっと、この保安の委託ということは主張し続けてきたのだけれども、しかし受けてもらえなかったという事実があるのにも関わらず、今からちゃんと真摯に受けます、③のような自主的なルールでも大丈夫ですなどと言って一体誰が信用するのかということは、自分たちが今までやってきたことというのを鑑みて、そういうことを信じられるようなことをしてきたのかどうかというのをもう一度考えた上で、もう一度ぜひご主張いただきたいと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。特にご発言がありますか。

○金子日本ガス協会技術部長

私ども、精神論でガスを供給する人が保安責任を持つべきだということを申し上げているわけじゃなくて、ガスは、ご承知のとおりかもしれませんけれども、電気と違って、オンサイトで1次エネルギーから2次エネルギーに変換し、さらにそこから変換してお湯とか何とかにこういうふうにつなげていくという、オンサイトで1次エネルギーから2次エネルギーに変えるという宿命を持った、これは化石燃料をオンサイトで使うときも同じですけども、LPも同じですけども、そういう宿命を持っているわけでありまして、エネルギーの一番危険なところは、その変換のところが非常に危険なので、したがって、ガスを供給する、オンサイトで1次エネルギーから2次エネルギーに変換される場所というのは、ガスを燃やして、それでそこから出てくるものがちゃんと燃えるかどうか、さらにそれが、特に密閉空間の中では排気がちゃんと行われる設備になっているかどうかということを確認しなくてガスを売っていくということは、これはもうガスの供給にはならないというふうに考えているわけでありまして、したがって私は、電気と違って、我々はガスの供給と、それから保安というのはまさに両輪だし一義的だしというふうに考えております。

したがって、ガスを供給する限りにおいては、ちゃんとガスが供給できる環境になっているかどうかということを確認した上で、それをウオッチするという責任を持った上でそれをやるべきだと。そしてまた、供給し続けている間では、やっぱり定期的にそれを点検し、供給し続けているものかどうかということをするのが販売事業者の大きな責任だというふうに我々は考えているところであります。

したがって我々は、基本的に責任で一番大きいのは、やっぱりお客さんのところでちゃんとガスが燃えるかどうかをウオッチしておくというのが大きな責任だというふうに私は考えております。ただし、そのときに、ウオッチの手段としては法的な点検というのがあるわけなので、それをやるには、さっき言いましたように体制整備のために多くのお金がかかる、あるいは時間もかかるということですので、新規参入の方がなかなか供給しづらいということがあるので、このところは、ウオッチする作業自体は委託を積極的に受けたいというふうに考えているところであります。特に緊急保安のところでは、これはもう我々が一義的に受けたいほうが、ネットワーク事業者が一義的に受けたいほうが、きっと効率の面とか、あるいは保安水準を高める意味で非常にいいので、そこはぜひ一義的に我々は受けたいと、こういうふうに今考えているところであります。

それで、じゃ、大口のところでは本当に積極的に受けたいというふうに言っているけれども、今まで受けてこなかったじゃないかということですけども、大口のところはやっぱり特殊な環境に

あるわけで、情報の引き継ぎの議論がありましたけれども、基本的にガスの配管とか設備が個別性が非常に高く、そここのところでやっぱり販売事業者がそれを確認して売っているわけでありますから、その方が一番よく知っているのも、したがって、責任を負ってもらおうと同時に、基本的には保安もやっていただきたいというふうに思っているところですけども、どうしてもだめだということであれば、それは相対で受けていくという構造になっていると思います。ここはもちろん受けるほうも、受けたはいいいけれども自信が持てなければ、もちろん相対ですからお断りすることもあるかもしれませんが、基本的には大口のところはそれで今までうまくいっているというふうに判断していますので、そういう体制でお願いをしたいなというふうに思っているところでもあります。

それから、情報の引き渡し、設備状況の引き渡しというのは、私は多分わかりませんが、ガスの配管とか、大口の需要家が持っている器具というのは、やっぱり競争力の源泉になりますから、これを簡単に事業者間で引き渡すということを需要家が許すかどうかということは、これは大きな課題だというふうに思っております。したがってルール化ができなかったんじゃないかというふうに思っております。そもそもガスを供給するということが営業をかけて、そのお客様をとっていくということになったときに、当然のことながらその中の設備や何かを営業する側は知った上でやっているわけでありますので、引き渡しが本当に必要かどうかということは、必ずしも必要かどうかというのは私は疑問だというふうに思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

松村委員、関連ですか。じゃ、短目をお願いします。

○松村委員

もういいかげんに勘弁してほしいんですが、もし私が、エアコンだったら東京電力に文句を言いに来る人なんて一人もいないでしょうと、エアコンが壊れたら当然メーカーに行くでしょうと、それをガス機器だったらガス会社に行くでしょうと、この制度自体がおかしいですということを言ったなら、それは電気とガスは違うということを強調していただいていたと思うんですけども、そここのところについて何も言っていない。つまり、今のガス事業者がその機器のところを見るということがおかしいと言っているわけではなく、現実にそうなっているじゃないかということだけを言ったけど、何で1次エネルギーのことから始まらなければいけないのか、もうさっぱりわからないし、誰かが見なければいけないというのはわかるけれども、何で小売なのか。卸事業者にしても託送事業者にしても、そこで最終的に火を燃やして使ってくれるからこそ、この

ガスが売れるということがあるので、ガスチェーン全体のどこかで見るとということなんでしょうということを行っているのにもかかわらず、あの回答では到底納得はしようがないのですが、もうこれ以上はやめます。

ただ、こんな議論をもしサポートするというのを委員が言うんだとすれば、これでも保安上本当に大丈夫だというようなことを、私、全く納得していないので、支持する方はちゃんと自分の言葉でわかるように、今のような説明ではなく、わかるようにちゃんと支持される方は今後説明をお願いします。

以上です。

○山内委員長

何か挑発的な発言で、なかなか難しい。ありがとうございます。この問題については、おっしゃるようにここで締めたんですが、橘川委員も関係している発言だと思うので。

○橘川委員

松村委員の冒頭に言われた点なんですけれども、先ほどの関西電力の方のお話でも、自分たちが一応提案するということをガスの現場の人たちに伝えるのはそう簡単なことではないと、いろいろじくじたる思いで伝えるんだということと言われたことに端的に示されますように、一つの考え方として、新規参入をここまで頑張ってきた関電がこういうことを言うというのは何となく後退の印象を受けるというふうに、持つ印象というのはあり得ると思うんです。もっと言っちゃえば、関電というのは、電話で唯一と言っていいと思いますけれども、電力会社で新規参入を果たしてきたところなんだし、どんどん頑張ってもらいたいという立場からそういうことを聞いたわけでありまして、どうもやりとりを聞いていて、こんなことは言いたくないんですけれども、私、別の審議会で、松村さんのことを審議会侍と申し上げたことがあるんですけれども、何と申しますか、今のやりとりも、松村さんは、自分が言ったことを相手が理解していないというところを問題にされていますけれども、2つ可能性があるわけですね。相手の耳が悪いのか、しゃべり方が悪いのか、2つ可能性があるわけで、後者の点も含めて検討されたほうがいい。

私、中身の点ではほとんどの点で松村さんと意見が一致します。今回の点も、ガス協会の賛成というふうなことは全く申ししていないんですけれども、せっかく正論を言われるわけですから、ホワットだけではなくてハウも正しくやる。これは審議会を進めていく上でも、審議会の委員が自由闊達に議論できるように、あるいはオブザーバーの人が自由闊達に議論できるようにする上では重要なことなんじゃないかと思っておりますので、一流の学者は、その発言の仕方も一流にしていただきたいとあえて申し上げます。1回しか言いませんけれども。

○山内委員長

ありがとうございます。

それでは、順番は柏木さんと古城さんなんですけれども。

○柏木委員

僕は後で。

○山内委員長

じゃ、古城委員からどうぞ。

○古城委員

もう時間がないので、私の結論的なことだけ述べさせていただきます。

まず、きょう出た案では私は選択肢の①が一番よろしいと思っています。導管事業者が担うというのがよろしいかということで、ガス協会のほうは、ガスを売る人が保安を第一義的に持つんだというふうに言うんですけれども、これは今までのガス業法を念頭に置いたらそういう話になると思うんですが、例えば白地で、これからガス事業を立ち上げる、小売は自由化でやるといった場合に、保安をどういうふうに整理するかというと、やっぱり保安というのを一番最安価で提供できる人は誰かということで、その人に第一義的に担わせるという制度をつくると思うんですね。そうすると、ガス協会が考えているよりも小売事業者というのはもっと軽い事業者であって、保安とかのガスの輸送を担うのが導管事業者だということになりますから、今までのガス事業者とイメージが違ってくるんじゃないかと思います。

それからもう一つは、第一義的に小売事業者が担って、委託をガス事業者が絶対に受けると、こういうことをしたら、落ちどころは最後は同じじゃないか、導管事業者が提供するんだからということになるんですけれども、やっぱり私は非常に不安ですね。そうしますと、委託の条件等々をガス事業者がいろいろ言って非常に遅延させたりして、いやいや、これはいろいろなことがあるんだからと言ってなかなか、やはり保安が参入障壁になる心配が残ります。

それから2番目、その際の保安を導管事業者が担うというときの保安の範囲は、ガス協会が考えている広い範囲だと思います。先ほど、自主保安というのをガス協会は法律上の義務じゃなくて、自発的に自分たちがやっているプラスアルファのサービスだと言っていますけれども、これはガス課長が指摘なさったようにそうではありません。法律上の保安義務というのは、ここに書かれている義務のほか、自主規程をつくって保安する義務も法律上の義務なんです。これは自主保安を誤解なさっている。この自主保安と整理されたものは保安責任の一部なんですから、このうちの特に除けるものを除いたら、保安責任を持つというのは、自主規程を用意してやるという義務が導管事業者に移るとというのが普通の解釈ですから、先ほどのものは私は全く法律論として認められないし、常識論としても妥当じゃないと思います。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

それじゃ、柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

遅くなりまして、今までどういう議論がなされたか余りわからなくて発言させていただきます。

随分前もって資料をずっと読んで考えてきたんです。それで、この自由化という観点からすると、やはりユーザーの選択肢がふえる。それによって新たなビジネスモデルが生まれる。逆に小売も参入しやすくする。いろいろな意味で上流サイド、あるいはデマンドサイド、それぞれがやっぱり活性化するということが一つの大きな――終わらなければいけないと思いますが、できる限りそういう活性化が必要なんだと、こういうふうに思っていたわけですよ。今でもそれはそういうふうに思っています。

だから、ある意味では、この保安というのは、そう考えますとアブソリュートで規制絡みで、仮に保安の条件が、幾つかの段階があると思いますが、サプライからデマンドに至るまで、小売事業者がある一定の保安というのを把握しながら全体最適化ということを図っていくビジネスモデルももちろん出てくると思いますし、保安自体は非常に重要ですから、最も重要と言っても過言じゃないと思いますので、きちんとした規制を規制化する、ルール化する。もちろん保安事業をされる立場の方は、政府が明確な認定を行うことによって認定機関じゃないとできないようにする。規制ですからそれが重要だと思っていて、そう考えますと、小売事業者がある一定の割合、保安に対しても責を持つということが、ある意味ではサプライチェーン全体を安全に供給できる一つのモデルにもなり得るんじゃないか。

そう考えますと、今、この①、②、③で選びますと、③番というのは、この小売事業者が委託ができる。自分でやる場合もよいし、委託もできる。委託ができるということは、もちろんネットワークを持っているガス事業者が最も適切なところへ委託をして、ガス事業者が受ければそういうことにもなりますし、ユーザーが「いや、どうもうちがプロパンがいい。プロパン事業者の分散型の保安の認定を受けているところが非常にいい」と言えばプロパンになるかもしれませんし、ビジネスモデルが多様化してくるということになりますと、こういう③番ぐらいのところは今の自由化の流れの中では比較的ビジネスモデルも多様化してきて、いろいろな組み合わせができてくるというふうに現状では思っています。

ただ、この機器的な何かがありましたね。機器管理、すごく機器ということはクリティカルなときのあれがどこかに出ていたような気がするんですけども、緊急保安。緊急保安に関しては、

今まで関電さんからのこれを見ている、そのためにパトカーを用意するとか、これはちょっと、やっぱり緊急を要しますから、本当にプロがやって二重の投資をするということは、それは国民経済上うまくない。ですから、こういう保安でも幾つかの段階があると思っております、緊急保安に関しては、ここでいう②番という、間違いなく緊急保安はネットワーク、今までずっとやってこられたガス事業者が責務を持って、小売がどこであれ、緊急のときには今までの経験を生かしてガスネットワーク事業者がきちんと対応する。そうすると、新規参入者もそれによる新たな設備投資はしなくて済むわけですので、新規参入も比較的しやすくなるというふうに私は考えて、あくまでも自由化という観点で、ビジネスモデルの多様化、それから、小売事業者が一通貫で安全を担保するというモデルもあるし、委託するモデルもできるし、その委託するほうも、ガス事業者からプロパン事業者からほかの第三者のものも認定を受ければ入れるということで、ビジネスモデルが多様化してユーザーの多様化にも資するようなモデルが選択できるという、結果としてどうなるかはわかりません。これはやはり今までのノウハウを持っているガスがほとんどの部分を占める可能性ももちろん秘めていますけれども、制度上はやはり自由化の流れに沿った形での保安のあり方というのを考えることも非常に重要じゃないかと。ただ、社会コスト、ミニマムということもあわせて重要になるので、二重投資はさせないような形で、それから、保安がそういうことになって、いろいろな人が入ってくるということになったときには、間違いなく、これは規制ですから、きちんとした規制のもとで政府が認可をする。認可した事業者のみが、その保安に対してビジネスモデルが展開できるということは最低条件として言わなければいけないというふうに一応思った次第です。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

大変多方面からのご意見をいただいたと同時に、事実関係がかなりはっきりしたかというふうに思っておりますので、この問題は、きょういろいろな事実関係の解明と、それからご意見を伺うということで、特に大きなまとめということはありませんけれども、今後の議論に資するようにしたいというふうに思っております。

なお、本論点につきましては保安責任にかかわるもので、先ほどももう既に出ました産業構造審議会の保安分科会ガス安全小委員会でも並行して検討されているということになっております。そのスケジュール等も含めまして事務局からご説明願いたい。よろしくお願いたします。

○横島ガス市場整備課長

ガス安全小委員会ですが、来月9日、6月9日に開催予定です。本日のご審議の内容も紹介し

た上で、安全の観点から同小委員会で審議をします。その中で、引頭委員から先ほどありましたけれども、そもそも需要家と事業者でどういう責任分担をするのかという見直しの観点も必要ではないか。今回のこの小委員会では、事業者が何らかの責任を負わなければいけない場合に、それをどの事業者が負うのか。供給という言葉が何度も使われていて、小売も小売供給ですし、託送も供給なんです。卸も供給なんです。したがって、多分供給は小売という意味で使われている方が一部いらっしゃると思うんですが、松村委員がおっしゃったような全体を供給しているネットワークだというときに、その供給のどのプロセスを担う人がこの責任を担うかということなんですが、一方で、事業者がそこまでやるのかどうかというのは、今回の競争条件という観点から一義的にはわかりませんので、安全小委員会のほうでは、引頭委員の指摘も紹介した上で、そういうことのご審議もいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

最後に、本小委員会のほうの今後の予定について、これも事務局からご説明をお願いします。

○横島ガス市場整備課長

次回、第10回は6月5日に開催することで委員の皆様のご了解をいただいております。次回ですけれども、簡易ガス事業に係る制度を一つの候補としております。また正式に決まったら通知を差し上げたいと思っております。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。

### 3. 閉会

○山内委員長

それでは、時間も過ぎておりますので、以上をもちまして第9回ガスシステム改革小委員会については終了させていただきます。

本当に熱心なご議論、どうもありがとうございました。

——了——